

兵庫県クラス別ダンス認定会規則

- 1条 (制度の概要)
別に定める区分、種目を、定められたアマルガメーションに基づいて行う実技を審査する。
- 2条 (認定の対象)
原則としてJDSF兵庫の会員であること。
- 3条 (受験資格)
1. 受験者は、原則として兵庫県下のサークルに所属していること。
2. 初めて受験する者は、7級から受験する。
3. 有級者は、保持級の1ランク上を受験する。
4. シニア受験は70才以上とし、年令を判定することが出来る書類を提出する。(但しシニア保持級者は必要なし)
5. 4級合格後、女性は男足を7級より受験することができる。但し、保持する女性級以上の級での受験は認めない。
6. フォローする者は、JDSFの会員で、兵庫県の所属であること。
- 4条 (認定試験)
1. 各クラスの区分、種目は別に定める。
2. 実技(音楽演奏時間)及び使用曲は別に定める。
3. 受験者は別に定める標準アマルガメーションを使用しなければならない(6級~4級のみ)。
4. その他決め事は別途定める。
- 5条 (審査)
1. 審査はJDSF公認審判員3名で行う。
審判員の選定はJDSF審判部派遣担当に依頼する。
2. 審査は原則として出場者を比較対照した優劣ではなく受験者本人の技能を評価する。
3. 審査項目等は別に定める。
- 6条 (フィガーチェッカー)
1. 認定試験には、兵庫県ダンススポーツ連盟公認フィガーチェッカーを4名配置し、6級~4級の区分についてフィガーチェック及び、その他のチェック項目をチェックし、違反、あるいは間違えた受験者には指導を行うと同時に採点管理及び、ステージマネージャーに報告する。
2. チェック項目等は別に定める。

7条 (服装規程)

受験者は別に定める服装規程を守らなければならない。

8条 (見直し及び改廃)

1. 第4条(認定試験)に関わる標準アマルガメーション、使用曲等は、認定委員会において適宜見直しを行い、周知徹底を図る。
2. 本則の改廃は、兵庫県クラス別認定委員会の承認による。

兵庫県クラス別ダンス認定会実施規程

第1条 (趣旨)

この規程は、兵庫県クラス別ダンス認定会規則の実施に必要な事項を定めるものとする。

第2条 (技術認定の区分等)

1. 規則第4条1項の規定による、認定試験の区分、種目、及び3項の規定によるアマルガメーションは、次のとおりとする。

	区分	種 目	アマルガメーション、フィガー等
ラテン	1級	S P J	自由 (*)
	2級	C P	自由 (*)
	3級	R S	自由 (*)
	4級	R C	標準アマルガメーション
	5級	C	標準アマルガメーション
	6級	R	標準アマルガメーション
	7級	ジルバ	自由
スタンダード	1級	Q F Vw	自由 (*)
	2級	T F	自由 (*)
	3級	W Q	自由 (*)
	4級	T W	標準アマルガメーション
	5級	T	標準アマルガメーション
	6級	W	標準アマルガメーション
	7級	ブルース	自由

標準アマルガメーションは兵庫県クラス別認定会標準アマルガメーション集による。

(*) JDSF兵庫幹旋ビデオを参考にするのが望ましい。

2. 規則第4条2項の実技(音楽演奏時間)及び使用曲は次の通りとする。

	演奏時間	使用曲
ブルース,ジルバ	各1分	JDSF DanceSport シリーズ (使用するCDは申し込み用紙にて都度指示する)
その他	各1分10秒	

3. 規則第4条4項の「その他の決め事」は次の通りとする。

- (1) 7級から4級についてはスタートはイントロ4小節を待ってからスタートする。
- (2) 7級から4級までのラテンについては、クローズドポジションでスタートする。
- (3) フォローは4人まで。女性のリーダーは認める。
- (4) スタンダードの6級～4級については、踊り始めをフロアの長辺からとする。

本条は兵庫県クラス別ダンス認定委員会にて、適宜見直しを行い、認定会の質的向上を図る。

第3条 (審査項目)

規則第5条3項の審査項目は次のとおりとする。

- 審査は、①フットワーク ②タイミングと音楽
③ポイズとポスチャー ④全体的印象の
4項目とする。

第4条 (チェッカーのチェック項目)

規則第6条2項のチェック項目は次のとおりとする。

1. 規定の標準アマルガメーションが守られているか。

受験者同士が衝突などで停止したり、回避行為を行った場合は
審査に影響しない。

その際には速やかに直前または、直後のステップから規定通り
踊り続けるものとする。

故意にアマルガメーションやフィガーを変更している場合は、チェッカーが
指導し、採点管理及び、ステージマネージャーに報告する。

報告を受けた採点管理及び、ステージマネージャーは、違反者に
再度踊ること(リダンス)を命じることとする。

上記リダンスにおいても標準アマルガメーションが守られない場合は、
当該受験者は失格扱いとする。

2. 実施規程第2条3項に示す、「その他の決め事」が守られているか。

3. 服装規程が守られているか。

第5条 (服装規程)

規則第7条の服装規程は次のとおりとする。

男子	S：白またはダーク系のYシャツにタイ着用のこと。 ズボンは黒。 (上着またはベストの着用は任意、但し 黒または紺に限る) L：白またはダーク系のYシャツ(ブラウス)。 タイの着用は自由。 ズボンは黒。
女子	ワンピース又はブラウスにスカート。 キュロットは可。パンツ類は不可(但し フォローを兼任する場合を除く)。 スカート丈の短い箇所は膝中心より上20cm迄。 長い箇所は靴を履いて床より20cm以上とする。 バックレス、ワンショルダー、ひも無しは不可。 床に落ちないように処理された最小限の装飾 (ストーン類、スパンコール類)は可。
共通	服装及び装飾は、ダンススポーツにふさわしく、機能的であると 同時に華美過ぎず品位を備えたものであること。 (練習着程度)

・チェッカーは規程に照らして服装の変更を求めることができる。